

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、平成 28 年以降に特定職員が関わった業務のうち特定会社と関係する文書（特定市への出張記録等）について、令和 4 年 3 月 22 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求の一部について、条例第 10 条第 1 項の規定により、開示請求に係る公文書の一部には非開示情報（法人等の事業活動に関する情報及び行政内部に関する情報）が含まれるとして、令和 4 年 4 月 20 日付けで公文書部分開示決定を行った。

（2）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 4 月 20 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 6 月 1 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張している。

（1）特定職員が関わった業務のうち特定会社と関係する文書はほかに存在するはずであり、そのすべての開示を求める。

（2）県内出張の報告（復命）は、通常、口頭により行うため、復命書は作成されていないとの主張の根拠等を明示していただきたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 特定職員の在籍期間及び本件開示請求の内容から、対象となる期間及び事業を判断し、該当する公文書の全てを特定のうえ本件処分を行っており、請求内容に合致する公文書はほかに存在しない。
- (2) 県内出張においては、通常、口頭により出張報告を行うため復命書を作成していない。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 対象公文書の存否について

本件開示請求に係る公文書は、特定職員が関わった業務のうち特定会社と関係するすべての文書（特定市への出張記録等）である。

審査請求人は、特定職員が関わった業務のうち特定会社と関係する文書（出張記録、いわゆる復命書を含む。）がほかに存在するはずであると主張しているのに対し、実施機関は、ほかに公文書は存在しないと主張している。

公文書の存否が争われる事案においては、当該公文書の存否に係る双方の主張、事実説明の合理性等から妥当性を判断することとなることから、まずは、法令等において公文書の作成義務が課されているかどうかを検討する。

佐賀県文書管理規程（昭和 55 年佐賀県訓令甲第 1 号。以下「文書管理規程」という。）においては、文書の処理方法として、文書を作成し、又は取得するに当たっては、起案又は供覧の手続によるものとし、このうち意思決定を要する文書については、起案により行うことを義務づけているものの、実施機関が行う全ての業務について文書を作成することまでは義務づけていない。また、佐賀県庁処務細則（昭和 21 年庁中令第 9 号。以下「処務細則」という。）においては、出張を伴う業務については、その経過、内容及び結果を報告する復命書を作成して上司に報告することを原則とし、軽易なものについては例外的に書類の作成に代えて口頭による復命ができる旨が定めているものの、その判断基準までは定めていない。

なお、実施機関の規程で復命書について定めたものは、処務細則のみであり、県内出張は口頭による報告を行えばよいと定めたものは見当たらず、この点において、実施機関の説明には誤りが認められる。

このため、審査会においては、本件処分により開示された公文書及び関係規程

を参照しながら、本件開示請求に係る公文書の存否について検討を行った。

本件開示請求に係る公文書を確認したところ、実施機関においては、本件開示請求の内容を踏まえて、特定職員の在職期間等から本件開示請求に係る公文書の特定を行うよう努めている。

また、日頃から様々な会議、打合せ、外部とのやり取りが行われる実施機関においては、公文書をできる限り作成することが望ましいものの、その全てについて公文書を作成することは現実的ではない。この点、処務細則においても、出張を伴う業務については復命書の作成を原則とし、軽易なものについては、例外的に口頭での報告を認めている。

さらに、審査請求人が主張するとおり、実際に特定職員は、実施機関の別の事業における会議等に参加するなどの事実は認められるものの、これらの内容については、既に実施機関のほかの開示決定等において開示されている部分もある。

これらのことから、本件開示請求に係る公文書の特定のための探索の範囲及び方法とも不十分とまではいえず、本件処分により開示された公文書のほかに開示請求に係る公文書は存在しないという実施機関の説明について、特段の不自然、不合理な点はなく、この説明を覆すような特段の説明又は事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張するような文書を公文書として保有しているとは認められない。

なお、審査請求人及び実施機関とも、出張記録（復命書を含む。）の作成の有無について主張しているが、この点についての実施機関の説明に誤りがあることは前述したとおりである。しかしながら、本件開示請求及び本件処分においては、そもそも、具体的な復命書等の公文書の特定が行われたわけではなく、またその保有を首肯すべき特段の事情も認められないため、審査会において、当該公文書の存否について、上述した以上に判断することはできない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年9月1日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和4年11月16日 (令和4年度第10回審査会)	・ 審 議
令和4年12月7日 (令和4年度第11回審査会)	・ 審 議
令和5年1月31日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長